2　競争参加資格　次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たしている者（以下「単体参加者」という。）、又は次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件　次の①から⑧に該当しない者であること。

①　以下の各号に該当し、発注者が取引先として不適当と認めた者。これを自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）についても同様とする。

ア　不正又は不誠実な行為をした者

イ　不法行為をした者

ウ　契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

エ　安全管理の措置が不適切であると認められる者

オ　契約相手方として不適切であると認められる者

カ　その他、発注者に損害を与えた者

②　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

③　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者、又は事業再生ＡＤＲ制度の利用申請をし、若しくはされたもの。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

④　自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

ア　暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

イ　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ウ　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

オ　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

カ　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑤　財務状況が健全でなく、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる者。

⑥　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので最新のものに限る。）を受けていない者。

⑦　申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、発注者から取引先の制限（日本郵政グループに関しては、日本郵政グループ各社からの指名停止等で日本郵便株式会社から非通知の場合を含む。）、国土交通省近畿地方整備局又は大阪府から指名停止（国土交通省近畿地方整備局又は大阪府から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

⑧　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。

⑵　単体参加者及び共同企業体の代表者　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①　建設業法第27条の29に基づく建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。

②　平成21年度以降に完成した下記ア及びイの条件を満たす施工実績を有すること（申込書及び資料の提出期限までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）。ただしア、イは別々の工事でもよい。

ア　鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上150m以上かつ延べ面積100,000㎡以上の事務所を含む複合用途ビル（※）の新築工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が50％を超える場合に限る。）。

※複合用途ビル全体のうち、事務所を用途とする部分の面積が過半を占めているものとする（以下同じ。）。

イ　鉄道営業線近接工事として、公益財団法人　鉄道総合技術研究所　都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル近接度判定の制限範囲Ⅲにおける掘削工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が50％を超える場合に限る。）。

なお、契約責任者が同等と認めた外国での施工実績を含む。

③　次に掲げる要件をすべて満たす建設業法上の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、アクティ西ビル（大阪府大阪市北区梅田三丁目２－18）の解体工事着手時から本工事に専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここでいう同等以上の資格を有する者とは、一級建築士の免許を有する者又は１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者とする。

イ　平成21年度以降に完成した鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延べ面積50,000㎡以上の事務所を含む複合用途ビルの新築工事に監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として12か月以上従事した経験を有する事。この経験した工事は、上記②アの施工実績以外のものでもよい。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ　監理技術者又は主任技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①　建設業法第27条の29に基づく総合評定値が、建築一式工事の場合は1,200点以上とし、その他の場合は1,100点以上であること。

②　次の施工実績を有すること。

ア　建築一式工事で参加する者　平成21年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延べ面積30,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事として元請けで施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、建築一式工事を主として施工していること。）。

イ　建築一式工事以外で参加する者　平成21年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延べ面積30,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事以外の工事種別で元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、本件工事で担当する工事種別の分野を主として施工していること。）。

③　建設業法に定める建設工事業に係る国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を、アクティ西ビルの解体工事着手時から本工事に専任で配置できること。